

# 異議申立書

平成27年2月18日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

異議申立人 寺本 泰之

下記のとおり異議申立する。

## 記

### 1、異議申立人の住所、氏名及び年齢

住所 豊橋市賀茂町石城寺4-6(〒441-1101)

氏名 寺本 泰之

年齢 68歳

### 2、異議申立に係る決定

平成27年1月7日付でなされた異議申立人に対する公文書一部公開決定通知書(26豊上総第646号)(事実証明書1)

### 3、異議申立に係る決定があったことを知った年月日

平成27年1月9日

### 4、異議申立の趣旨

公開しないこととした部分「発言した委員名」の非公開処分を取り消すとの決定を求めらる。

### 5、異議申立の理由

① 申立人は、平成26年12月24日付の公文書公開請求書において、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業審査委員会議事録(第4回以降)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

② 本件請求に対して、実施機関である豊橋市水道事業及び下水道事業管理者(以下「実施機関」という。)は、平成27年1月7日付の決定(26豊上総第646号)において「発言した委員名と各応募者の具体的な提案内容について記載された部分」は豊橋市情報公開条例(以下「本条例」という)第6条第1項第2号及び第7号に該当するとして非公開の決定をした。

③ 委員名について実施機関は、当該発言者に対する不当な干渉等により、今後の同種の事務事業における議論や評価について、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(第6条第1項第7号)を非公開理由としているが、当該理由は本条例の非公開理由に該当せず、いたずらに情報公開を狭めていると言える。本条例第1条に保障する「住民の知る権利」を否定するものであるので取り消すべきである。以下その理由を述べる。

なお「各応募者の具体的な提案内容について記載された部分」は申立人は、平成27年2月4日現在各応募者の提案書を公開請求中であり、公開日を遅くも同年2月20日までとする実施機関の回答をいただいているので、提案内容についての異議申立は2月20日を待つこととして本件異議申立には省く。

ア、本件請求の議事録に記載された発言者は、委員長奥野氏を除くとすべて公人である。7名の審査委員のうち、鈴木、渡辺、大須賀の3氏は本市の職員である。津森氏は独立行政法人の職員であり、後藤、山田の2氏は国立豊橋技術科学大学で教鞭をとっている。公務員等の職務遂行に係る情報については積極的に公開し、その説明責任を果たす立場にある。

法務省情報公開審査基準によれば、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名の取り扱いについて「行政機関により作成され、または行政機関が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報をもとに作成され、現に一般に職員録に氏名が掲載されている場合には、その職にある氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解されている」と定義している。

ここで言う公務員等には国及び地方公共団体の職員、独立行政法人等の役員、職員を含む、としている。

イ、第7号でいう「おそれ」について、本条例が豊橋市民の知る権利を保障していることから、この趣旨を踏まえるならば極めて慎重に解釈すべきである。「おそれ」の判断には単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきです。最高裁判所の判断などでは、表現の自由などを制約する原理として「明白かつ現在の危険の存在」を採用している。拡大解釈は住民の知る権利を否定するものである。本件公開請求した議事録は既に本件委員会を終了した文書である。明白なおそれを提示しないままの非公開は住民の知る権利を否定するものである。

ウ、公共事業は、私たち住民の生活に大きくかかわる問題である。特にバイオマス利活用施設整備・運営事業は豊橋市の将来にわたって持続可能なエネルギー創出に関わる事業である。また予定価格においておよそ240億円を投じる大

事業である。いかなる審査を経て決定されたのか、について豊橋市は積極的に説明する責任がある。また審査委員においてもその事業の重大性を理解して責任をもって発言されたはずである。発言に責任を持ち、住民に説明責任を果たすという覚悟を持って臨むのが審査委員の姿勢として当然である。

④ 以上より本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである、とする目的に違反している。

⑤ 異議申立のより詳細な理由は追って述べる。

#### 6、実施機関(処分庁)の教示

「この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、水道事業及び下水道事業管理者に対して異議申し立てができます。」との教示をうけた。

事実証明書1:本件公文書一部公開決定通知書(26豊上総第646号)